

国内旅行総合保険

2015年
4月以降用

(国内旅行傷害保険特約セット 傷害保険)

国内旅行傷害保険では、このような場合に保険金をお支払いします。

航空機の墜落事故で亡くなられた
【傷害:死亡】

ホテルの階段から転落しケガをした
【傷害:死亡・後遺障害、手術、通院】

みやげ物屋の商品を誤ってこぼしてしまった
【賠償責任(特約)】

示談交渉サービス

旅行カバン・アタッシュケースなどを盗まれた
【携行品損害(特約)】

ゲレンデが混んでいて、不注意で滑走中に他人とぶつかった。相手をケガさせてしまったし、自分も相手もスキー板・ボードをこぼしちゃった…。弁償しなきゃ、どうしよう…。(自身のレンタル品は対象となりません。)

転んだ時に、ウェアが破れちゃったよ。結構、高かったのにな…

ゲレンデでぶつかってしまって、ケガさせちゃった…

ご契約タイプ一覧表

(被保険者1名につき)

旅行期間(ご契約期間)		2日間(1泊2日まで)			4日間(3泊4日まで)			7日間(6泊7日まで)		
ご契約タイプ		H05	H32	H34	H11	H36	H37	H24	H40	H26
保険料		500円	500円	1,000円	500円	600円	1,000円	600円	700円	1,000円
個人旅行(4名以下)	死亡・後遺障害	1,805万円	385万円	2,465万円	1,237万円	430万円	2,385万円	1,260万円	428万円	1,562万円
	入院保険金日額	4,500円	4,500円	6,000円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
	手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院時)・5倍(外来時)								
	通院保険金日額	3,000円	2,500円	4,000円	3,000円	2,500円	3,000円	3,000円	2,500円	3,000円
賠償責任	-	1,000万円	2,000万円	-	1,000万円	1,000万円	-	1,000万円	1,000万円	-
携行品損害 (1事故につき自己負担額3,000円)	-	10万円	20万円	-	10万円	10万円	-	10万円	10万円	10万円
救援者費用	-	100万円	100万円	-	100万円	100万円	-	100万円	100万円	100万円

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては保険金をお支払いできません。

万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払いの対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

示談交渉サービスについて

賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・ 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

事故サポートセンター ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24時間365日 0120-727-110

★このちらしは「国内旅行総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのちらしに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第四課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 Tel: 03-3231-4155
受付時間: 平日9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます)
公式ウェブサイト <http://www.sjnk.co.jp/>

取扱代理店



本社 〒151-0061 東京都渋谷区初台1-54-2(京王初台1丁目ビル6階)
TEL.03(5351)7141(代表)

受付時間: 平日9:00~18:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。